

412 試験制度改正大演説会

〔『法学新報』第26巻2（294）号 大正5年2月5日〕

○試験制度改正大演説会 判検事、弁護士、文官高等試験制度改正運動の中心たる試験制度改正同志会にては客臘中より猛烈なる運動を開始し去月十五日神田青年会館に大演説会を開催したるか聴衆二千五百余場内殆ど立錫の余地なく先づ塩野副委員長の開会の辞に次ぎ海老原委員長の会務の報告ありて後宣言書を發表し夫れより応援名士の演説に入りたるか各弁士何れも熱弁を振ひたり当日の決議及び宣言書左の如し

決議

制度を改正して広く人材を登用するは天下の公議にして刻下

の急務なり

吾曹は一致団結本期議会に於て極力国家試験制度の改正を期す

右決議す

宣言書綱領

- (一) 文官高等判事検事及弁護士試験に於ては官私学卒業者を平等に取扱ふへし
- (二) 文官高等判事試験に於ける受験資格の制限は之を撤廃すへし
- (三) 文官高等判事検事及弁護士試験に於ては法制経済の学に就てのみ試験を行ふへし
- (四) 文官高等判事検事及弁護士試験委員は朝野有識の士を網羅すへし
- (五) 判事検事試験は之を資格認定試験とすへし
- (六) 文官高等外交官判事検事弁護士試験に於ける各階級の効力を留保すへし